

フリージア・マクロス株式会社（「フリージア社」） の郵送書面に対する反論書

本書は、フリージア社の2021年6月16日付の「日邦産業株式会社の株主様へ」との資料及びこれと同封された同月19日付の挨拶文に対する**当社の反論**を記載するものです

2021年6月21日
日邦産業株式会社
代表取締役社長 岩佐 恭知
JASDAQ・名証二部 9913

フリージア社が主張する買収防衛策に係る税務リスクについての反論

- フリージア社から、「あらたに税務リスクが判明しました。」などという挨拶文の下に、従前の主張を繰り返す書面が株主の皆様へ送付されているようですので、改めて当社の考えをご説明させていただきます。
- 繰り返しになりますが、**当社の買収防衛策及びこれに基づいて発行される新株予約権の内容については**弁護士・税理士等の専門家に確認の上、意思決定を行っており、新株予約権の付与時においても、新株予約権の取得条項行使時においても、**一般株主への経済的価値の移転は生じないと考えております。**
- 特に、**買収防衛策の発動時における課税関係**については、平成17年7月7日に自由民主党総合経済調査会の企業統治に関する委員会から公表された「公正なM&Aルールに関する提言」において、「**買収者の新株予約権を行使可能な第三者に譲渡できるように設計すれば、一般株主への経済的価値の移転は生じないと考えられる**」との**整理がなされている**ところ、当社の買収防衛策は、これまで続けてきたものも、今後継続をご提案している買収防衛策も、このような整理を踏まえて、買収者（フリージア社）の新株予約権を行使可能な第三者に譲渡できるように設計しています。

■ フリージア社が主張する買収防衛策に係る税務リスクについての反論

- この点に関して、フリージア社は、「事実上公開買付者による譲渡は認められていない」などと主張し、これを課税リスクの根拠とされているようですが、フリージア社の関係者やフリージア社と連携するような者に譲渡しても行使が認められないことは、買収防衛策としての性格上当然ですし、**フリージア社が新株予約権の売却先を見つけることが容易でない**と主張する点については、証券会社等の助けを借りること等によりそのような売却先を探すことは可能であり、**事実に反する**と考えております。
- なお、仮に、実際に**フリージア社において売却先を探すことが容易でないようであれば、当社としてもフリージア社と関係を有しない譲渡先を見つけることに協力させていただきますことはやぶさかではありません**（フリージア社としては、当社が協力して見つけるような譲渡先には譲渡を希望されないかもしれませんが、そのことをもって、新株予約権が客観的に譲渡困難ということにはなりません。）。

フリージア社が主張する買収防衛策に係る税務リスクについての反論

- 株主の皆様におかれては、フリージア社の書面は、その末尾において「新株予約権等の課税に関する税務上の見解を述べるものでもございません」「本資料は…その正確さを保証するものではなく」「本資料に記載された内容は記載時点での公開買付者の考えを反映したものであり、今後変更されることがあります」「本資料に示された条件等は仮定のものであり」等ときわめて無責任な「注意事項」が記載されていることも、念のためご留意ください。
- いずれにしても、当社としては、上記のとおり、フリージア社による課税関係に関する指摘は当たらないものと考えており、仮に同社がそのような問題があると考えてるのであれば、同社が早く裁判所の判断を尊重して公開買付けを撤回すればよいであつて、フリージア社の主張は極めて不当であると考えております。